

- 一、各關係組合は各府縣内務部に大衆的に要求運動を起す事
- 二、第六十五議會に社大黨代議士を通じて提案せしめる事
- 三、其他具體的方法は新中央委員會一任

## 屋外労働者災害扶助法改廢並に適用範圍擴大に關する件

日本運輸交通労働者組合提出  
東京地方自由労働者組合提出

主 文

現行屋外労働者災害扶助法の缺陷を修正補助し、より廣範圍に亘る實施の徹底を期す、

理 由

昨年一月社會局を通じて「屋外労働者災害扶助法」を發布し、廣く社會に向つて一般屋外労働者國家救済の萬能的施設なりとして宣傳した。然るに其の實施に對する今日迄の成績を見るに該扶助法の持つ缺陷は其の數實に多く、労働者救済の期待は裏切られ救済は一部分に止まり、却つて資本家の保護施設に過ぎない有様である。其の事は、封建的社會關係の殘存せる惡制度下に暴力搾取を強られて居る運輸産業及び水上労働者其他一般屋外労働者大衆の燃え上る反抗と階級的成長に對してブルジョア政府と一連の資本家が、一時を糊塗せんとする欺瞞政策で有つた事を暴露して居る。然し乍ら吾等はブルジョア施設で有るとは言へ、其れを最大限度に利用し現行扶助法に於ける矛盾と缺陷を改廢し其れをよりプロレタリア的のものたらしめる爲め全國に精力的闘争を展開しなければならぬ。そしてより廣範圍な全ての屋外労働者に適用せしめるべく活潑なる闘争を行

はねばならない。

最も改廢の重點たる法令内容及び摘要

- 一、扶助法第一條第一項並に第五項の改正
  - 二、扶助法第五條第五項の改正
  - 三、扶助法施行令第二條全項の改正
  - 四、扶助法第七條の撤廢
  - 五、扶助法附則の改正
  - 六、水上労働者に對し全國的適用實施
- 實 行 方 法
- 一、法令内容の改廢と適用範圍擴大の二項をスローガンに一大請願運動を起す事
  - 一、未適用の職場は下からの壓力に依つて即時實施の要求を資本家又は請負師に叩きつける事
  - 一、其他の具體的方法は新中央委員會並に當該組合執行部に一任

## 交通事故特別裁判法制定に關する件

東京乗合自動車現業員會提出

主 文

我等は交通事故特別裁判法の即時制定を期す。